議案第11号

逗子市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

逗子市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

逗子市後期高齢者医療に関する条例(平成20年逗子市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

第3条第2号中「法第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第3項及び附則第4項を削り、附則第5項を附則第3項とし、附則第6項を附則 第4項とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の改正により、住所地特例の国民健康保険の被保険者が75歳到達等により後期高齢者医療保険に加入した場合、住所地特例を引き継ぐこととなること等について、改正の要あるため提案する。